

2023年度 両立支援等助成金のご案内

1. 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) 中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

種別	支給額	
第1種	育児休業取得	20万円
	代替要員加算	20万円(3人以上45万円)
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇等	1年以内達成:60万円 2年以内達成:40万円 3年以内達成:20万円

※ 第一種受給年度に育児対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、3年以内に2年連続70%になった場合も対象。

2. 介護離職防止支援コース 中小企業事業主のみ対象

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

種別	支給額	
A 介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
(Aへの加算)業務代替支援加算		新規雇用20万円、手当支給等5万円
B 介護両立支援制度		30万円
(A、Bへの加算)個別周知・環境整備加算		15万円
C 新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満20万円/10日以上35万円

※A~Cいずれも1事業主1年度5人まで支給。

3. 育児休業等支援コース 中小企業事業主のみ対象

▶ 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

種別	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。 ※A・Bとも1事業主2人まで支給(無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)。

▶ 業務代替支援

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

種別	支給額
A 新規雇用	50万円
B 手当支給等	10万円
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	10万円

※1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給(5年間)。

▶ 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

種別	支給額
制度導入時	30万円
制度利用時	A:子の看護休暇制度1,000円×時間
	B:保育サービス費用補助制度実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみ支給。制度導入のみの申請は不可。 ※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。 1事業主当たりの上限は、A:200時間、B:20万円まで。

▶ 新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が生じた場合。

種別	支給額
制度利用時	10万円

※10人まで(上限100万円)。

お問い合わせ先 宮崎労働局雇用環境・均等室 TEL.0985-38-8821

働き方改革についての相談窓口、専門家派遣・出張相談、働き方改革セミナー等 みやざき働き方改革推進支援センター

0120-975-264 月曜日～金曜日(休日:土・日・祝日・年末年始) 9:00～17:00 宮崎市橋通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302 FAX.0985-27-1871 E-mail hk45@mb.langate.co.jp

仕事と生活の両立応援宣言

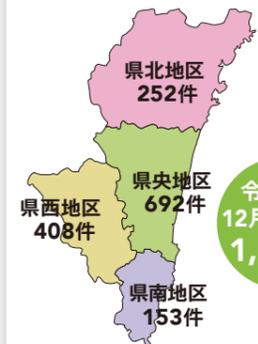
あなたの会社も 仕事と生活の両立応援宣言 しませんか？

仕事と生活の両立応援宣言とは

企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度です。県では、宣言企業・事業所を登録し、宣言書を交付します。

※宮崎県内に事業所がある、全ての企業・事業所から募集します。 ※事業所規模は問いません。

仕事と生活の両立応援宣言企業



宣言に取り組むと...

メリット1 職場の活性化につながります

働きやすい職場になることで従業員のやる気が高まります。これにより、優秀な人材の確保・定着を図ることができます。

メリット2 イメージアップできます！

県のホームページや刊行物などで広く紹介します。ホームページでは会社のホームページへのリンクも設定できるので、会社のアピール、イメージアップにつながります。

メリット3 次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できます

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表も合わせて行うことができます。

登録企業・事業所の声

- 宣言したことで事業所側も積極的に年次有給休暇の取得を促すような雰囲気になった。
- 問合せが増え、会社のアピールになっている。
- 新規採用の際、働きやすい職場として紹介できるようになった。
- 子どもや家庭の事などの相談ができるようになり、お互い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムーズになった。
- 年次有給休暇の計画的な取得やノー残業に努める日が定着してきた。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきた。
- 子どもに合わせて仕事を休む事ができ、仕事と家庭を両立しやすい環境になったと感じている。

登録方法

下記お問合せ先へお電話いただければ申込書を郵送いたします。宣言登録申込書を、下記お問合せ先へEメール又は郵送・FAXでご提出ください。申込書はホームページからもダウンロードできます。

宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください！

宮崎県 仕事と生活の両立

お申込み・お問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当 〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階) 電話番号:0985-26-7106 メールアドレス:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

